

(2) 処理の流れ（可燃性混合物とその他の廃棄物）

朝倉市では、通常時における廃棄物処理の流れとして、大きくは、「可燃ゴミ」「可燃性粗大ゴミと不燃性粗大ゴミ」「資源ゴミ」「家電4品目」に分けて処理方法を定めていますが、本災害においては、「可燃性混合物」と「その他廃棄物」の大きく2区分して、処理を行いました。なお、一般家屋・敷地内に流れ着いた流木とごみ混じり土砂については、環境課で対応し、それ以外のものについては他の部署で対応しました。

それぞれの処理の流れを図-4.4.3と図-4.4.4に示します。



図-4.4.3 可燃性混合物の処理の流れ

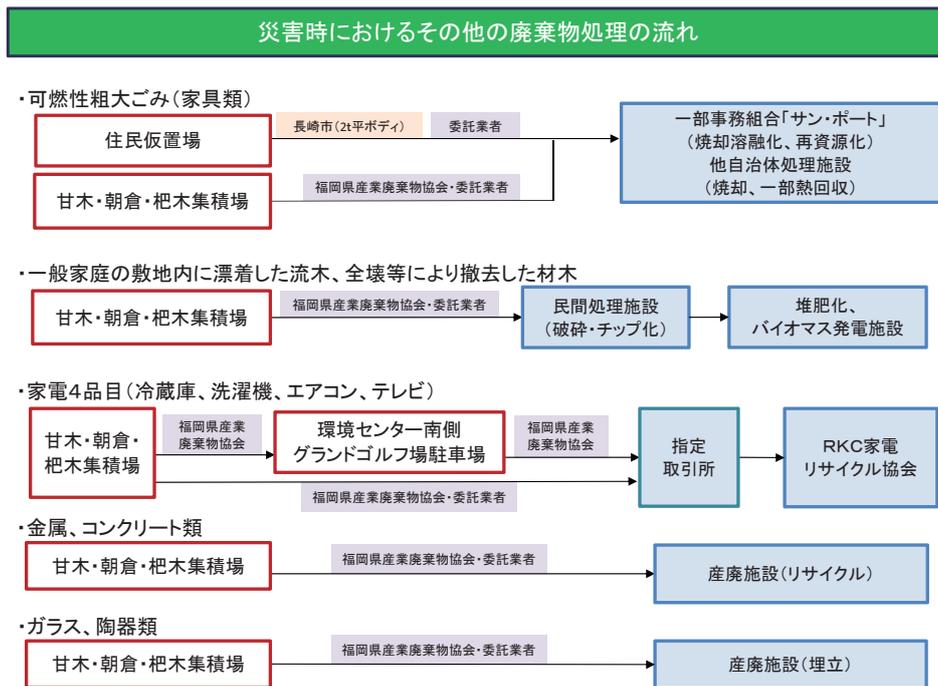


図-4.4.4 その他の廃棄物の処理の流れ

(3) 各集積場の実態

朝倉市の災害廃棄物処理マニュアルにおいては、「甘木集積場」「朝倉集積場」及び「杷木集積場」の3箇所の集積場の場所と品目別の置場を定めていました。各地域の廃棄物は、まずはこれらの集積場に住民から持ち込まれてきましたが、住民仮置場（勝手仮置場）ができる等、マニュアルでは想定できていなかったこと等も様々起こりました。

以下、それぞれの集積場の運営実態を紹介します。

1) 甘木集積場 (2,900㎡)

仮置場が小さく、動線が上手く確保できない状況でした。従って、車両の搬入がしにくいいため、仮置場開設当初は、約600mの渋滞となりました。また、敷地が狭いため、分別の山がくっつき始め、早急な搬出が必要となりました。

以下、状況を写真-4.4.1と写真-4.4.2に示します。



写真-4.4.1 甘木集積場の全体



写真-4.4.2 甘木集積場での分別状況

2) 朝倉集積場 (1,400㎡)

甘木地域と同様に仮置場が狭く、また、搬入動線は全く確保できませんでした。写真で分かるとおり、廃棄物の山がくっつきはじめました。また、廃棄物として搬入された畳は、初日の1台目の置き方が悪く、後まで影響しました。スペースがなく、きちんと積めない状況でした。

スペースの確保のため、可燃混合廃棄物だけを急ぎ、次に述べる朝倉地域シルバー人材センターへ横持ち（移設）しました。



写真-4.4.3 朝倉集積場の全体



写真-4.4.4 朝倉集積場の状況

甘木地域と同様に当初、約 500m の渋滞が発生しました。



写真-4.4.5 朝倉集積場への搬入車の渋滞状況¹²⁾(写真:九州大学)

3) 朝倉地域シルバー人材センター横 (1,900㎡)

朝倉地域の集積場の可燃性混合廃棄物を 2 次集積場として開設したシルバー人材センター横に、移設 (横持ち) しました。ここでは、搬出先の清掃工場の条件に合うよう粗分別・選別を行いました。

この集積場は、横持ちのみで、一般の方の搬入は行わない場所としました。不純物として、一部金属、ビニールシートが確認されました。

この集積場からの搬出については、

15 日：北九州市 3t パッカー 27 台×1 (ボランティア)

16 日：福岡市 2t パッカー 30 台×1 (ボランティア)

23 日：福岡市 3t パッカー 26 台×1 (ボランティア)

産廃協会 10t × 2 →サンポート

という状況でした。ここでの状況を以下に示します。



写真-4.4.6 朝倉2次集積場の状況1



写真-4.4.7 朝倉2次集積場の状況

4) 杷木集積場 駐車場 (1,600㎡) + グラウンド (8,800㎡)

杷木地域は、既に述べたように、中心部の市街地及び林田地区など、流木による家屋被害や土砂による被害が多発している地域です。

他の地域に比べて、ゴミ出しが遅い状況でしたが、家屋解体などの廃棄物の搬入を考えると、圧倒的に足りないことが予測されました。そこで、協議により、隣接するグラウンドを確保しました。ここでの状況を以下に示します。

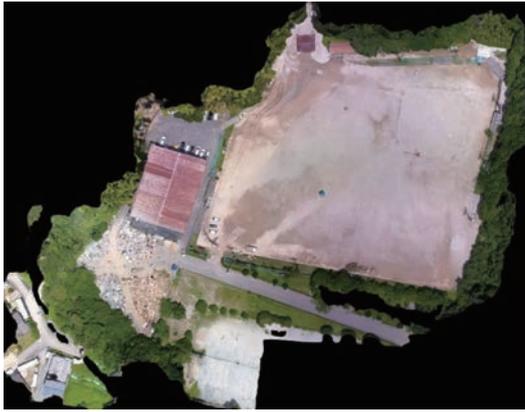


写真-4.4.8 杷木集積場の全体



写真-4.4.9 杷木集積場の状況

以上、1)～4)において、災害廃棄物対策について記しましたが、これらの経験を踏まえ、「適正処理のために」、「事前の備えについて」及び「心構えについて」に関して考えさせられることが多くありました。

(4) 流木の有効利用・処理について

今回の災害の大きな特徴として流木（21万 m^3 ）が大量に発生しました。流木の多くは災害廃棄物には該当しませんが、ここでは流木の処理状況について、地盤工学会調査報告書¹²⁾や福岡県のホームページ¹⁴⁾を参考にしながら記します。

国土交通省等による航空写真からの推定により、当初から流木量が多いことは推測され、仮置場は多数必要になることが見込まれていました。そこで、仮置場として利用できそうな土地所有者への電話連絡による協力要請が行われました。その結果、最終的に25箇所、13万 m^2 の流木用1次仮置場が確保されました。

また、2次仮置場として、福岡県が所有していた矢部川浄化センター内の空き地を利用することとなりました。2次仮置場では、破碎・選別設備による騒音や粉塵等の環境影響に対する周辺住民への配慮として、防音・防塵対策シートが設置されました。

2次仮置場には、丸太、根株、土砂混じり木端等、多様な形態の流木が搬入されました。流木の処理先としては、発電所、セメント工場、産業廃棄物処理施設等、流木を受け入れ可能な施設に調査票が送付され、受け入れ可能量を集計した上で各施設に流木の配分が行われました（表-4.4.1参照）。基本的な処理フローとしては破碎選別後に受け入れ先へと搬出することとなりました。破碎には粗破碎と細破碎があり、受け入れ先の要望にあわせたサイズに調整されました。

なお、九州電力は丸太のまま火力発電所に受け入れ可能であり、セメント会社では土が多少混入しているものでも受け入れ可能であったとのことでした。

表-4.4.1 流木の有効利用・処理状況

活用・処理の内容	重量 (t)
火力発電・バイオマスボイラー施設の燃料及び製紙用チップ	約 11万
セメント燃料・原料	約 3万
焼却 (市町村等の焼却施設)	約 6万
木材利用 (パーティクルボード、木レンガ等)	約 0.5万
合 計	約 20.5万

(福岡県 流木等災害廃棄物処理に関する対策会議(平成29年8月4日)より)

流木処理の流れは、福岡県のホームページを参照すれば、以下のとおりです。



図-4.4.5 流木処理の流れ¹⁴⁾

福岡県によれば、処理が完了するのは平成 30 年度末 (平成 31 年 3 月) とされています。以下に、流木仮置場の写真や 2 次仮置場の写真を示します。



写真-4.4.10 仮置きされた流木(あまぎ水の文化村)(日本応用地質学会報告書¹⁵⁾より)



写真-4.4.11 矢部川浄化センター内の破碎選別と視察する小川知事¹⁶⁾

(5) 土砂の処理と有効利用

今回の九州北部豪雨では、土砂の発生量は、全域で約 1,065 万 m³と大量に発生したとされています。災害直後には、道路の啓開や応急工事に伴い、直ぐにも処理すべき土砂が発生しました。それらは、土砂の仮置場に搬入や埋立処分が行われました。

その後、本復旧工事の進行に伴い、国、福岡県、朝倉市、東峰村等の被災自治体は、災害発生土（土砂）の有効利用を念頭に置きながら、埋立処分を含む受入先の確保に尽力しています。

朝倉市も、市のホームページ等を通じて、受入先の確保に尽力しています。

○応募できる方

平成 30 年 6 月～平成 31 年 3 月の間で、朝倉市が管理する公共土木施設等に係る災害発生土砂の受入を希望し、以下の「募集する受入先の区分」に該当する土地を所有或いは貸借されている方（ただし、賃借の場合は、所有者の同意が必要です）。

○募集する受入先の区分（3 種類）

- ①民間土砂受入先：企業や個人などが造成などを目的に、土砂を受け入れる土地
- ②再資源化施設：福岡県県土整備部が承認している改良土を製造している施設
- ③民間土砂処分場：土砂の受入を業として請け負う者が運営する施設

この状況は、福岡県も同様で、先に述べた「福岡県 流木等災害廃棄物処理に関する対策会議」を、拡大・強化し、土砂の仮置場及び処分先の確保、公共工事や復興計画における土砂の有効利用についても検討課題としています。土砂対策については、福岡県でも、受入先を確保するために、公募を平成 29 年 10 月 20 日より開始しています。国

土交通省においても同様の募集がなされています。

ここでは、災害発生直後における朝倉市内の土砂の1次仮置場の状況として、あまぎ水の文化村での仮置きの状況を以下に示します。



写真-4.4.12 土砂の仮置場(あまぎ水の文化村)¹²⁾



【コラム】

D.Waste-Net (災害廃棄物処理支援ネットワーク) とは？

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワークを構築。主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等。

平時の機能として、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験を集積・分析し、災害廃棄物対策の充実・強化を進める。さらに、地方自治体による事前の備え（災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等）を支援する。

発災後には、災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行う。

平成27年9月16日に発足式を行い、構成メンバーには大臣名で任命証書を発行。ということです。

(環境省のHP)

https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/d_waste_net.html より)

4.5 ボランティアの活動

今般の災害におけるボランティアの活動は、大変に広範囲でかつ強力なものでした。これらの活動全般を詳細に記載することは困難ですが、「国立研究開発法人 防災科学研究所主要災害調査 52号 平成 29 年 7 月九州北部豪雨における朝倉市災害ボランティアセンターの運営実態」¹⁷⁾において、適切かつ詳細に報告されていますので、このレポート等を参考にさせて頂きながら、以下に記載致します。

なお、初期のボランティア活動については、団体ボランティアや重機ボランティアの受付・活動等において、必ずしも円滑に対応が行われなかったとの声もあります。この声については、第 3 章中の「3.4 地区・住民の動き (2) 地区・住民の動きの事例 (コミュニティ協議会への聞き取り結果)」を参照してください。

また、農業ボランティアや被災母子支援に関する取組についても記します。

(1) 朝倉市災害ボランティアセンター (VC) の時間経過

朝倉市社会福祉協議会 (以降、朝倉市社協) と「災害ボランティア班」は、平成 29 年 7 月 6 日 (木) に、朝倉市両筑地区の各社協 (住民自治の任意団体) の協力のもと、災害 VC の立ち上げに向け、協議・準備を開始しました。そして、7 月 7 日 (金) の 18 時に朝倉市社協内に「朝倉市災害 VC」を立ち上げ、ボランティアの募集を行うための準備を始めました。

その後、朝倉球場に拠点を置き、朝倉市災害 VC の開設・運営を始めました。そして、7 月 9 日 (日) から予定していたボランティア受付が降雨により中止となったため、7 月 10 日 (月) から開始しました。朝倉市災害 VC は 7 月 31 日 (月) と 10 月 6 日 (金) に 2 回の移転を経験しました。前者は災害 VC の敷地が仮設住宅の建設地となったため、後者は災害 VC の活動規模の縮小に対応するためでありました。ボランティア受付は移転作業や悪天候 (雨)、台風接近等による中止を除き、9 月末まで継続しました。また、10 月に入ってから、運営面から災害 VC 活動の縮小に対応するために曜日限定の受付や地域の実状に合わせ、ボランティアの参加者数の調整を工夫しました。

朝倉市災害 VC の運営を支援するための調整等は、福岡県社協、全国社協や災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 (以降、支援 P) などの関係機関を通じて行われました。

福岡県社協は 7 月 5 日 (水) の 16:00 に、「福岡県社協災害救援本部」を設置し、被害状況などの情報収集を開始しました。翌日の 7 月 6 日 (木) から、朝倉市や朝倉郡東峰村などの被災市町村に職員を派遣し始めました。7 月 8 日 (土) から、「福岡県社協災害救援本部」の Facebook ページを新たに開設し、災害救援情報の発行とともに一般向けの情報発信体制を強化しました。7 月 11 日 (火) には、県内各市町村社協、九州・中国ブロックの各県社協と市町村社協職員により被災地の災害 VC に係る運営支援の全体調整等を開始し、朝倉市災害 VC の縮小時まで継続しました。また、運営支援の一環

として、福岡県内の複数の市町村で災害ボランティア講座を企画・実施しました。7月13日(木)以降、全社協、支援P、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)が連携しつつ、現地の状況確認、情報収集並びに現地支援の調整を開始しました。

これら活動の時間経過(タイムライン)を、表-4.5.1に示します。

表-4.5.1 朝倉市災害ボランティアセンターの運営実態(タイムライン)¹⁷⁾

日時・期間	朝倉市災害VC	ほか、主な出来事
7/5(水)	(情報不十分のため、空欄)	・16:00「福岡県社協災害救援本部」を設置、被害状況などの情報収集を開始(福岡県社協) ・災害救助法の適用※7/7,新たに7/5に遡り適用
7/6(木)	・災害VCの立ち上げに向けた協議・準備・現地調査等	・朝倉市、朝倉郡東峰村に職員を派遣(福岡県社協) ・13:00「大分県災害VC」を立ち上げた(大分県社協)
7/7(金)	・災害VC本部の設置に向けて、朝倉市災害対策本部と協議 ・18:00 同社協内に「朝倉市災害VC」を開設	・ボランティア活動保険の大規模災害特例が適用されることになった。
7/8(土)	・ボランティアの応募を行うための準備等	・「福岡県社協災害救援本部」のFacebookページを開設・情報発信(福岡県社協) ・9:00「日田市災害VC」を開設(日田市社協)
7/9(日)	・活動者数:0名(受付を降雨のため中止)	
7/10(月)	・ボランティアの受付開始(9:00~12:00) ・活動者数:157名	・災害VCの立ち上げに向けた協議・準備・現地調査等(東峰村社協) ・添田町災害VCを開設(添田町社協とボランティア連絡協議会)
7/11(火)	・活動者数:336名	・県内・九州・中国ブロックの各県・市区町村社協職員による災害VCの運営支援の調整等(福岡県社協) ・「東峰村災害VC」を7/14(金)に開設するための準備、特設HPとFacebookページを開設(東峰村社協)
7/12(水)	ボランティア活動者数:475名	
7/13(木)	・活動者数:536名	・全社協、支援P、JVOADが連携して、状況の確認及び情報収集、支援の調整を開始。
7/14(金)	・7/15(土)~17(月)の連休中のための団体受付(10名以上)の予約を開始 ・活動者数:550名	・全社協の職員1名が情報収集・災害ボランティアセンター支援調整のため、現地に入った(全社協) ・県内の各災害VCの活動者数等の情報をホームページで公開開始(福岡県社協)
7/15(土)~17(月)3連休	・活動者数: 1,497名(初日), 2,266名(2日目), 1,224名(3日目) ・期間中の活動者数:4,987名	・7/16(日),被害の大きかった大鶴地区に「大鶴サテライト」を開設(日田市災害VC)
7/18(火)~7/31(月)	・7/31(月)朝倉市災害VCの移転(旧設置場所:朝倉球場,新設置場所:旧杷木パレス) ・期間中延べ活動者数(計):10,569名 ・7月中の活動者数:17,610名	・7/21(金)一般ボランティアの受付を終了した。(添田町災害VC) ・8/1以降、「大鶴サテライト」を支援活動の拠点(本所と統合)とし活動を継続する(日田市災害VC)
8月	・8/2(水)より、新設置場所にて災害ボランティアセンターを再開 ・8月中の活動者数:15,290名	・8/1(火)閉所(添田町災害VC) ・8/16(水)以降は、週末(土・日)のみボランティア活動を行い、8/27に閉所(日田市災害VC) ・8/19(土)から、「本所(小石原)」及び「宝珠山サテライト」の2か所を統合し宝珠山サテライト(「山村文化交流の郷いぶき館」)1か所で運営(東峰村災害VC)
9月	・9月中の活動者数:9,772名	・NPO等が協働で運営する「ひちくボランティアセンター」が金・土・日を活動日として活動中(日田市) ・9/1閉所(東峰村災害VC) ・団体によるボランティア活動への呼びかけをさらに強化(福岡県社協)
10月	・10/1から金・土・日のみの受付 ・10/6(金)朝倉市災害VCの移転(新設置場所:朝倉市杷木老人福祉センター) ・10/6(金)から活動者数の調整を開始 ・10月末閉所 ・10月中の活動者数:1,565名	・NPO等が協働で運営する「ひちくボランティアセンター」が金・土・日を活動日として活動中(日田市)

※関係機関の公開情報³⁾⁸⁾⁹⁾を参考に作成

(2) 朝倉市災害 VC の組織体制と業務担当の人員配置

朝倉市災害 VC の組織構成は、開設当初から、責任者である「センター本部長」に加え、「誘導・バス班」「ボランティア受付班」「オリエンテーション班」「ニーズ班」「マッチング・車両班」「資材班」及び「総務班」の7班で構成されていました。そのほかには、「杷木(はき)担当(地域サテライト)」「本所担当」の外部担当を新たに設置しました。また「全体コーディネート」担当を配置し、朝倉市災害 VC の外部関係者と連動し、災害 VC 運営体制の強化を図っていました。一方、組織体制の方は、開設当初から、その枠組みがほぼ確定しており、担当者の配置等については全体調整を経てシフトが組み込まれました。

平成 29 年 7 月 26 日現地調査時の担当状況について、特に担当責任が明確に開示された担当者の数を所属別に表-4.5.2 に示します。「センター本部長」は朝倉市社協の責任者が担当しました。「全体コーディネート」は朝倉市社協と支援 P の方が担当しました。ほかには、福岡県直方市・宗像市・うきは市・宮若市・春日市、福岡県社協、筑前町社協、熊本県社協、神奈川県箱根社協など、福岡県内外の 19 の関係組織から、計 39 名の担当者を配置し、朝倉市災害 VC を運営しました。

また、平成 28 年熊本地震の被害経験を有する熊本県の社協関係者も、メンバーとして朝倉市災害 VC の運営に参加しました。他にも主担当ではありませんが、朝倉市災害 VC の運営をできる範囲でサポートするさまざまな関係者が自主的かつ流動的に活動していました。これらのメンバーの中には、被災経験こそないものの、他の被災地への現地支援などで、災害 VC 運営の経験を積んだ方も多いという状況でした。

表-4.5.2 朝倉市災害ボランティアセンターの担当者状況¹⁷⁾

分類	組織構成	所属別担当者数
		(7月26日調査時の担当状況) ※人数非表記の場合は1名
既存	センター本部長	・朝倉市社会福祉協議会
	全体コーディネート	・朝倉市 ・支援 P
	誘導・バス班	・朝倉市 ・支援 P
	ボランティア受付班	・熊本県社会福祉協議会 ・直方市 ・筑前町社会福祉協議会 (2名)
	オリエンテーション班	・朝倉市 ・宗像市 ・箱根社会福祉協議会
	ニーズ班	・朝倉市 (3名) ・うきは市
	マッチング・車両班	・朝倉市 (4名) ・宮若市 (2名) ・直方市 ・大刀洗町 (2名)
	資材班	・熊本県宇土市社会福祉協議会 ・芦屋町 ・春日市
	総務班	・朝倉市 ・筑紫野市 (2名) ・福岡県社会福祉協議会
追加	杷木担当 (現地サテライト)	・支援 P ・朝倉市 ・福津市 ・久留米市 ・熊本県大津町社会福祉協議会 ・福岡県社会福祉協議会
	本所担当	・朝倉市

(3) 朝倉市災害 VC の空間配置

平成 29 年 7 月 26 日の現地調査時点での朝倉市災害 VC（朝倉球場の敷地内）の空間配置を図-4.5.1 に示します。具体的には、「朝倉球場」のテニスコートを除き、グラウンドとグラウンドに隣接する空き地及び「朝倉球場」の駐車場を用いたため、確保できた敷地は広さの観点から十分と言える状況でした。ただ、敷地内では、使える建屋等がなく、テントや簡易プレハブ構造物を活用した形で災害 VC の運営を行いました。朝倉市災害 VC の敷地内には、「A：ボランティア用駐車場」「B：仮設トイレ」「C：資機材置き場」「D：物資倉庫・トイレ」「E：受付」「F：オリエンテーション」「G：スタッフ休憩所・事務室」「H：杷木サテライト行きバス乗り場」「I：マッチング」「J：飲料等配布」「K：バス・人員輸送車駐車場」が設置されていました。



図-4.5.1 朝倉市災害ボランティアセンターの空間配置¹⁷⁾

(4) ボランティア活動状況の紹介

以下、災害ボランティアセンターの Facebook¹⁷⁾ より、ボランティアの活動状況を写真で紹介します。



写真-4.5.1 ボランティアの活動¹⁸⁾



写真-4.5.2 ボランティアの活動その2¹⁸⁾



写真-4.5.3 ボランティアの活動その3¹⁸⁾



写真-4.5.4 ボランティアの活動その4¹⁸⁾

(5) 「JA 筑前あさくら農業ボランティアセンター (VC)」の開設と活動

以下、JA 筑前あさくらのホームページ¹⁹⁾等を参照して、農業ボランティアセンター (VC) の開設とその活動について記します。

朝倉市は県下有数の農業地帯であり、梨やぶどうをはじめとする果物や、全国ブランドの「博多万能ねぎ」や「富有柿」を輩出するなど、農産物の産地として知名度を高めてきました。しかしながら、今回の九州北部豪雨により、これらの果樹園や田畑に大量の土砂や瓦礫が流入し、農家が農業を再開できない状況になりました。果樹園に流れ込んだ土砂や瓦礫は収穫の妨げとなるほか、樹木の生育にも影響を及ぼし、一部では立ち枯れも進んでいます。また、田畑に流れ込んだ大量の土砂は用排水を妨げ、次期の作物の育成ができない状況にあります。このような状況を一刻も早く改善することが、農家の営農再開に繋がり、農業を生業としている農家の「生きる力」を喚起するきっかけとなります。

農地・農業用施設の土砂撤去等は、JA 筑前あさくらではこれまで JA 職員をはじめ、

福岡県内の JA グループ職員を中心に支援活動を行っており、NPO 団体も各地域で支援活動を行っております。しかし、被災範囲が広く JA 職員・NPO 団体だけでは限界があり、朝倉市と支援団体と協議を進め、「JA 筑前あさくら農業ボランティアセンター」が開設され、平成 29 年 11 月 3 日（金）より活動が開始されました。

この農業ボランティアセンターの設置主体は、JA 筑前あさくらと朝倉市で協力して、福岡県朝倉普及指導センター、エフコープ、JRVC チーム螢火、被災地医療支援チームそら及び JVOAD が参加しています。

農業ボランティアの活動状況を以下の写真に示します。農業ボランティアの活動は、平成 30 年 11 月 16 日（金）の休止の期間まで続けられました。なお、今後は、農家からの派遣依頼は今後もあり得るため、事前登録した人をニーズに応じてボランティアの活動を継続するとのことです。



写真-4.5.5 JA筑前あさくら農業ボランティアセンターの活動(同 Facebook²⁰⁾より)

(6) 被災母子支援に関する取組その他

災害時の母子支援の特化したボランティアの活動も実施されました。

以下、「朝倉災害母子支援センター きずな：九州北部豪雨 被災母子支援のとりくみ報告書」²¹⁾に基づき、簡単に紹介します。

朝倉災害母子支援センター事務局長の問題意識と立ち上げの経緯は、以下のとおりとのことです。

全国各地で災害が起きていますが、災害時の母子支援までには行き届かず後回しになるという実情を聞いておられました。それだけに、災害時の母子や女性に特化した支援の必要性を感じておられ、まず女性の視点での支援の取組をしていくためには、「災害母子支援センター」という拠点を作らなければならないと考えられたということです。

幸いにも休院中の産婦人科医院に相談をして、快くご協力を頂くことができ、7月20

4.6 ライフラインの復旧

(1) 電力

九州電力（株）によれば²²⁾、この豪雨で、7月5日（水）20時現在で、約3.9千戸（福岡県・大分県の一部地域）に停電が発生したとのことです。九州電力では、福岡・大分支社に非常災害対策本部、本店に同総本部を設置し、災害復旧に努めたとのことです。

この停電戸数は、7月6日（木）15時に、約5.4千戸（福岡、大分、熊本県の一部の地域）に増えました。その後、復旧作業が進み、同日の19時には、約3.2千戸に減少し、7月9日（日）の21時には、約800戸（朝倉市、東峰村の一部地域）となり、土砂崩れ等により進入ができない箇所を除いて、送電が完了したとのことです。また、停電が続いている地域でも、順次復旧作業を進めていたということが報告されています。



写真-4.6.1 九州電力の対策総本部(7月5日)²²⁾



写真-4.6.2 電力の復旧作業(7月6日)²²⁾

(2) 水道

朝倉市では、杷木浄水場が土砂により埋没し、その機能が保持できなくなりました。これにより、杷木地区では、約1,600世帯に断水が発生しました。

北九州市の報告²³⁾によれば、朝倉市から日本水道協会福岡県支部長の北九州市に支援依頼があり、7月6日から8月1日まで支援活動を行ったとのことです。支援の内容は、以下のとおりとされています。

- ① 浄水場の復旧：移動式浄水設備を設置し、配水池に送水して、給水を開始。併せて既設浄水場の一部を仮復旧し、浄水能力（1,800m³/日）を確保（平均配水量1,400m³/日）。浄水処理等のアドバイス及び監督業務。
- ② 応急給水：避難所にて給水活動を実施。【加圧式給水車（1.5t）1台、給水車（2t）1台、仮設水槽（1t）2基、給水袋（6L）4,600個】
- ③ 施設の復旧：4ブロックに分けて通水、管路の洗管作業を実施。漏水確認・修繕及び仮設管路等を整備。
- ④ 水質試験：水道法に基づく51項目の水質試験を実施。

これにより、7月27日の水質基準適合確認をうけて、7月28日に朝倉市長が飲用可能宣言を行いました（約1,400世帯の断水が解消）。

(3) 初動時の給水活動

上記しましたように、杷木浄水場が被災したため、発災直後より断水が発生しました。このため、「給水班」は、厚生労働省、北九州市、福岡市、自衛隊及び県南の市町村等の支援を得て、発災翌日の7月6日より給水所を設置しました。当初は、指定避難所のみを設置でしたが、自主避難所等からの要望により給水箇所を増やしました。ただし、給水車には限りがあったため、巡回給水を行わざるを得ませんでした。

また、発災当日より、次のとおり水源施設の確保等に尽力しました。7月5日は、持丸浄水場から杷木へのどのルートも通行止めであり、片の瀬温泉経由で対岸を走り、21：00頃杷木支所に到着しました。らくゆう館に避難者がいるが水が無いため早急に水が欲しいとのことで、持丸浄水場へ帰り24：00頃らくゆう館へ水を搬送しました。

その後、6日早朝より各避難所へのルートを確認し、最短ルートの地図を作成した後、自衛隊及び近隣自治体の給水車へ渡し、給水協力して頂きました。それから、毎日通勤を利用し、最短ルートの確認後に最新最短ルートの地図を更新しました。しかし、杷木地域近隣都市に水源となる施設がなく、持丸浄水場を水源としていて、道路状況が改善しても時間的ロスが多いという状況でした。

道路が確保されていないところに給水所の設置は不可能であるため、道路が確保された場所に設置し、通行止め区間は職員間での情報共有を図りました。国道386号が開通されるまでの間は、筑後川対岸を通行し、杷木地区まで給水を行いました。

(4) 通信²⁴⁾

固定回線（電話回線・インターネット回線・専用線等）の被害は、NTT西日本のサービスにおいて最大時、福岡県で約1,220回線、大分県で245回線が停止しました。福岡県では7月10日4：00時点で全面復旧が確認されました。大分県では7月10日14：30に全面復旧しました。

携帯電話回線は、NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンクのサービスにおいて最大時、福岡県で54局、大分県で37局、長崎県で17局、佐賀県で8局、熊本県で7局が停波しました。朝倉市では、NTTドコモは8月2日13：00時点、KDDI（au）は7月13日7：30時点、ソフトバンクは7月14日6：30時点で、全サービスエリアの復旧（周辺局・移動局によるカバーを含む）が確認されました。

NTTドコモは朝倉市内の道路不通の影響によって、道路開通まで復旧作業及び移動局等によるエリアカバーが実施できなかったことから、全体の復旧時期が遅れたとのことです。

4.7 義援金

平成29年7月九州北部豪雨の被災者のため、義援金をお寄せいただきました皆様のご支援に厚く御礼申し上げます。皆様からお寄せいただいた義援金の配分方法については、平成29年9月27日（水）に第1回朝倉市義援金配分委員会を開催し、第1次の配分額の決定を行いました。その後、第2次、第3次、第4次、第5次及び第6次の配分決定を経て、第7次の配分決定は、以下のようになっています。

義援金受入額			
福岡県	県5次配分まで	3,179,910,495 円	朝倉市
	県6次配分(10月入金)	149,323,600 円	
計		3,329,234,095 円	計
		総合計	4,566,416,137 円 (平成30年11月30日現在)

義援金の配分									
区分	配分対象	第6次配分まで	第7次配分基準額	配分基準合計額	件数	配分額(円)	行番号		
人的被害	死亡者又は行方不明者	災害弔慰金又は福岡県災害見舞金の支給対象者	2,000,000	2,000,000	34	68,000,000	1		
	重傷者	3箇月以上の治療を要する方	1,000,000	1,000,000	7	7,000,000	2		
		1箇月以上3箇月未満の治療を要する方	600,000	600,000	4	2,400,000	3		
	その他	福岡県災害見舞金の支給対象者で上記以外	100,000	100,000	3	300,000	4		
住家被害(持家)	全壊	り災証明が「住家・全壊」の世帯	2,000,000	1,000,000	3,000,000	215	645,000,000	5	
		再建加算	住宅の再建(建設、購入又は補修)を被災者生活再建支援金の支給期間までに行う世帯	100万円以内で再建費相当額	100万円以内で再建費相当額	4,000,000	165	660,000,000	6
		ふるさと加算	再建加算世帯のうち、朝倉市内で再建を行う世帯	100万円以内で再建費相当額	100万円以内で再建費相当額				7
		再建加算強化	再建世帯に対し、更に加算	200,000		200,000	165	33,000,000	8
	大規模半壊	り災証明が「住家・大規模半壊」の世帯	1,500,000	1,000,000	2,500,000	83	207,500,000	9	
		り災証明が「住家・大規模半壊」の世帯で、生活再建支援法による解体世帯	500,000		500,000	40	20,000,000	10	
		再建加算	住宅の再建(建設、購入又は補修)を被災者生活再建支援金の支給期間までに行う世帯	75万円以内で再建費相当額	100万円以内で再建費相当額	3,500,000	70	245,000,000	11
		ふるさと加算	再建加算世帯のうち、朝倉市内で再建を行う世帯	75万円以内で再建費相当額	100万円以内で再建費相当額				12
		ふるさと加算(解体世帯加算)	解体世帯のうち、朝倉市内で再建を行う世帯	25万円以内で再建費相当額		250,000	40	10,000,000	13
		再建加算強化	再建世帯に対し、更に加算	450,000		450,000	70	31,500,000	14
	半壊(床上浸水)	り災証明が「住家・半壊」の世帯	600,000		600,000	566	339,600,000	15	
		り災証明が「住家・半壊」の世帯で、生活再建支援法による解体世帯	1,400,000	1,000,000	2,400,000	70	168,000,000	16	
再建加算(解体世帯)		住宅の再建(建設、購入又は補修)を被災者生活再建支援金の支給期間までに行う世帯	100万円以内で再建費相当額	1,000,000	70	70,000,000	17		
再建加算		住宅の再建(建設、購入又は補修)を被災者生活再建支援金の支給期間までに行う世帯	30万円以内で再建費相当額		600,000	520	312,000,000	18	
ふるさと加算		再建加算世帯のうち、朝倉市内で再建を行う世帯	30万円以内で再建費相当額				19		
ふるさと加算(解体世帯加算)		解体世帯のうち、朝倉市内で再建を行う世帯	70万円以内で再建費相当額	100万円以内で再建費相当額	1,700,000	70	119,000,000	20	
再建加算強化		再建世帯に対し、更に加算	900,000		900,000	520	468,000,000	21	
一部損壊(床下浸水)		り災証明が「住家・一部損壊(床下浸水)」の世帯又は福祉事務所に床下浸水を届け出た世帯	50,000		50,000	490	24,500,000	22	
自力みなし住宅世帯	応急仮設住宅の入居要件を満たす世帯のうち、自力で仮住宅を確保している世帯(以下「自力みなし住宅」)又は自力みなし住宅を確保することが明らか世帯	100,000		100,000	56	5,600,000	23		
	加算	上記のうち家賃の支払いがある世帯	300,000	300,000	22	6,600,000	24		
	2年目	家賃支払いがある世帯	500,000	500,000	22	11,000,000	25		

区分	配分対象	第6次配分まで	第7次配分基準額	配分基準合計額	件数	配分額(円)	行番号	
住家被害(借家)	全壊	被災証明が「住家・全壊」の世帯	532,000	532,000	21	11,172,000	26	
	大規模半壊	被災証明が「住家・大規模半壊」の世帯	399,000	399,000	32	12,768,000	27	
	半壊(床上浸水)	被災証明が「住家・半壊」の世帯	159,000	159,000	57	9,063,000	28	
	一部損壊(床下浸水)	被災証明が「住家・一部損壊(床下浸水)」の世帯又は福祉事務所に床下浸水を届け出た世帯	25,000	25,000	21	525,000	29	
	自力みなし住宅世帯	自力みなし住宅を確保している世帯又は確保することが明らかな世帯	100,000	100,000	5	500,000	30	
再建準備世帯	応急仮設住宅の供与期間終了後、応急仮設住宅の入居要件を満たす世帯のうち、一定の要件を満たす理由で自力で仮住宅を確保し家賃の支払いがある世帯(公営住宅を除く)		500,000	500,000	150	75,000,000	31	
店舗事業所	所有者	一部損壊(床下浸水)以上の被害を受けた店舗・事業所等の事業用建物等又は貸家・貸店舗等の所有者(個人又は法人(中小企業者に限る。))	300,000	300,000	200	60,000,000	32	
	賃借者	一部損壊(床下浸水)以上の被害を受けた店舗・事業所等の事業用建物等又は貸家・貸店舗等の賃借者(個人又は法人(中小企業者に限る。))	150,000	150,000	30	4,500,000	33	
市と協働で家電や生活用品等の物資を自力みなし住宅世帯(全壊又は大規模半壊若しくは長期避難の世帯に限る。)及びみなし仮設住宅世帯に提供する団体に支援(支援物資相当額以内)		1,000万円以内		1,000万円以内	2	7,356,550	34	
市(合併前の町を含む)と地域が協働して設置した飲料水供給施設が被災し、その地域の被災者が合意の下に取り組み復旧事業(復旧見込額よりも安価となる場合は、井戸新設の代替事業を含む)ただし、用地取得費を除く		1,500万円以内		1,500万円以内	3	20,389,172	35	
被災した集会所であって、その地域の被災者が合意の下に取り組み復旧事業(用地取得費を除く)	建物の建替・購入は経費の95%以内かつ1,000万円を上限	1,000万円以内		1,000万円以内	7	70,000,000	36	
	建物の改修は経費の85%以内かつ400万円を上限	400万円以内		400万円以内	14	13,873,913	37	
	建物の解体は経費の95%以内かつ200万円を上限	200万円以内		200万円以内	9	14,899,472	38	
	現状復旧(付帯施設の修繕、敷地内の障害物撤去や擁壁の補修等)は経費の85%以内かつ100万円を上限	100万円以内		100万円以内	8	7,213,108	39	
住家被害防止応急措置	井戸等機械設備の買替・修繕は経費の85%以内かつ50万円を上限	50万円以内		50万円以内	8	2,112,425	40	
	出水期をひかえ、住家に被害を及ぼす恐れのある障害を除去することで、市民の生命・財産を守るために行う流木、立木等の応急撤去	150万円以内		150万円以内	26	32,152,229	41	
住家被害防止応急措置	出水期をひかえ、住家に被害を及ぼす恐れのある障害を除去することで、市民の生命・財産を守るために行う土石等の応急撤去	150万円以内		150万円以内	28	34,720,879	42	
	商工業者の被害の程度に応じて義援金の配分を行う。300万以上の被害に対して5~13%程度の支援を行うもの。	10万円~500万円以内		10万円~500万円以内	100	100,000,000	43	
長期避難	一部損壊(床下浸水)	被災証明が「住家・一部損壊(床下浸水)」の世帯又は福祉事務所に床下浸水を届け出た世帯	1,950,000	1,000,000	2,950,000	14	41,300,000	44
		再建加算 長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	100万円以内で再建費相当額	100万円以内で再建費相当額	2,000,000	14	28,000,000	45
		ふるさと加算 長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	100万円以内で再建費相当額	100万円以内で再建費相当額	2,000,000	14	28,000,000	46
		再建加算強化 長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	200,000	200,000	200,000	14	2,800,000	47
	被災なし	被災がない世帯	2,000,000	1,000,000	3,000,000	7	21,000,000	48
		再建加算 長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	100万円以内で再建費相当額	100万円以内で再建費相当額	2,000,000	7	14,000,000	49
		ふるさと加算 長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	100万円以内で再建費相当額	100万円以内で再建費相当額	2,000,000	7	14,000,000	50
		再建加算強化 長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	200,000	200,000	200,000	7	1,400,000	51
義 援 金 合 計						4,080,745,748	52	
義 援 金 保 留 額						485,670,389	53	

4.8 生活再建のための様々な支援制度の概要

朝倉市では、被災者の生活再建のため、主な支援制度を「平成29年7月九州北部豪雨被災者支援制度のお知らせ」として冊子化し、ホームページ等を通じて公開しています。

ここでは、その冊子に基づいて、項目と概要のみですが、以下に記します（問合せ窓口や詳しい内容は省略していることをご容赦下さい）。なお、この冊子の冒頭において、各種支援制度を利用するときには、「**り災証明書が必要になる場合があります**」と明記し、り災証明書の交付を受けることを呼び掛けています。

表-4.8.1 被災者支援制度の概要

番号	項目名	支援制度の概要
1	義援金の配分	朝倉市義援金配分委員会において決定した基準で配分が行われます。 (この記録誌では別途記述しています)。
2	被災者の生活再建支援金の支給	住宅が著しい被害を受けた方の生活再建のための支援金が支給されます。
3	災害弔慰金の支給	お亡くなりになられた方（遺族）に災害弔慰金が支給されます。
4	災害見舞金の支給	負傷、疾病で著しい障害が生じた方に災害障害見舞金が支給されます。
5	災害見舞金の支給	被災された方に災害見舞金が支給されます。
6	災害援護資金の貸付	世帯主が負傷した場合又は住宅・家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
7	生活福祉資金の特例貸付	緊急かつ一時的に生計の維持が困難な世帯に対し、小口資金等の貸付が行われます。
8	母子父子寡婦福祉資金の貸付 (住宅資金)	家財の破損、住宅の全壊、半壊又はこれらに準じる被害を受けた母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対して、住宅資金の貸付等が行われます。
9	被災住宅の 応急修理	住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等の日常生活に不可欠な最小限の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理されます。
10	被災家屋等の 解体・撤去	被災した住家等について、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去（公費解体）を行います。
11	障害物の除去	住宅が半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯に対して、被災した住家又はその周辺に運ばれた土石・竹木等を、市が業者に依頼し、除去します。

12	被災者のための住宅提供	住宅の被害を受けた方に対し公営住宅等を提供します。 住宅には、「公営住宅の提供」「応急仮設住宅」「民間賃貸住宅の借り上げ（みなし仮設住宅）」の3種類があります（「応急仮設住宅」に関しては、この記録誌で別途記述しています）。
13	住宅の建設、補修等の融資	住宅に被害を受けた方に対して、建設資金、購入資金又は補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資が行われます。 各金融機関においても、被災者向けの特別融資が行われています。
14	国税の減免等	国税の特別措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。 住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除のどちらかで、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
15	県税の減免等	災害によって大きな被害を受けた場合、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限延長の救済措置があります。
16	市税、保険料等の減免等	市県民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険制度の保険料、介護保険料、国民年金保険料、介護サービスの利用負担額、社会福祉施設の入所費用、国民健康保険医療費一部負担金、後期高齢者医療制度医療費一部負担金、児童扶養手当支給制限の解除に関する、減免、減額、徴収猶予、制限の解除等の救済措置があります（概要のみ記述しています）。
17	保育料、学童保育料の減免	保護者が居住する家屋に損害を受けた場合、保育料を減免できる場合があります。また、児童が居住する家屋に損害を受けた場合、学童保育料を減免できる場合があります。
18	水道料金、下水道料金の減免等	水道料金、下水道使用料金について、減免措置があります。
19	公共料金の減免措置等	電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の免除等の特別措置を行う場合があります。
20	住民票等の発行手数料の減免	今回の災害で被災された方が生活再建のために書類を必要とする場合、発行手数料が全額免除されます。
21	教科書及び学用品の給与	今回の災害で被災を受けた児童、生徒に対し、教科書及び学用品が支給されます。
22	就学援助	被災した世帯に対し、小中学校に通う児童生徒の学用品、給食費等の一部が援助されます。
23	私立幼稚園奨励費補助金	被災した世帯に対し、市民税減免後の所得割額により保育料・入園料を補助する額の見直しが行われます。

24	被災遺児等への一時金の給付	あしなが育英会では、遺児への特別一時金の支給、同会奨学生への住宅被害一時金の給付がされます。
25	県立学校在学者及び入学予定者への授業料の減免、入学選考料の免除	被災した県立学校の生徒に対し、授業料・受講料の減免、入学選考料・入学料・後期課程進級料の免状・還付がなされます。その他、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給与金に係わる申請・届出期間の延長がされます。
26	私立高校の在籍する被災生徒の授業料軽減	被災した生徒が県内の私立高校に在籍している場合、授業料軽減補助金が支給されます。
27	被災した生徒への給付金の支給	住宅の被害が半壊以上と認定された世帯の中学3年生に対し、給付金が支給されます。
28	奨学金の貸与	福岡県教育文化奨学財団では、今回の災害により家計が急変した高校生に対し、奨学金の貸与を行っています。
29	こころの悩みや健康等に関する相談	相談を電話で受け付けています。
30	DV、セクハラ等に関する相談	相談を電話で受け付けています。
31	法律相談等の窓口	無料電話相談が開設されています。
32	運転免許証の再交付	災害により、免許証を破損・紛失した場合、再交付ができます。再交付手数料は、免除・還付されます。
33	預金通帳、印鑑を紛失した場合の預貯金等の払い戻し	被災された方に対し、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では、保険証や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険料等の払い戻しを行っています。
34	年金手帳等を紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合	手帳、証書の再発行ができます。一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。納付が困難な事業者に対しては、納付の猶予制度があります。
35	登記済証（権利証）、登録識別情報を紛失した場合	法務局では、土地又は建物の登記等に関する相談を受け付けています。また、売買、相続等時に登記済証（権利証）等を紛失している場合は、他の手段での本人確認がされます。
36	住宅ローンの返済	借入先の同意のもと、返済免除や減額を申し出る仕組みがあります。
37	損害保険の適用等	損害保険の適用や証券を失った場合の問い合わせ窓口があります。

38	生命保険の契約内容	保険料の払い込み猶予期間の延伸、保険金の非常時即時払い等が実施されます。契約に関する手掛かりを失い、請求が困難な方には、問い合わせ窓口があります。
39	災害ボランティアの派遣	災害ボランティアが必要な方、活動参加希望の方は、朝倉市災害ボランティアセンター（朝倉市杷木老人福祉センター）にご相談ください。
40	農業ボランティアの派遣	農業ボランティアの支援が必要な方は、 J A 筑前あさくら農業ボランティアセンターにご相談ください。
41	農業に従事されている方への支援	以下のような事業、補助、制度、資金融資等の支援があります。 「農地・農業用施設の災害復旧事業」「災害箇所自己復旧のためのリース代補助」「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」「農林漁業セーフティーネット資金（災害）」「農林漁業災害対策資金（特別災害）」「営農資金（経営支援資金）」「就農支援資金の支払猶予」「農業近代化資金の措置期間及び償還期間の延長」「農業災害補償制度（農業共済制度）」「農業施設等災害復旧資金（農業近代化資金）」「被災園芸産地改植等支援事業」「果樹経営支援対策事業」「経営体育成支援事業、農業機械・施設災害復旧支援事業」「農業信用保証保険基盤強化事業（被災農業支援対策）」「農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）」「鳥獣被害防止総合対策交付金」「流出した牧草・ワラ等に代わる粗飼料の購入に対する助成」。
42	林業に従事されている方への支援	以下のような融資、補助、事業、交付金等の支援があります。 「林業基盤整備資金（復旧造林）」「林業基盤整備資金（樹苗養成施設）」「農林漁業セーフティーネット資金（災害）」「農林漁業施設資金（災害復旧施設）」「林業改善資金の支払猶予」「造林業補助金」「(国庫補助) 災害関連緊急治山事業「県営」」「(国庫補助) 復旧治山事業「県営」」「(国庫補助) 林地崩壊防止事業「市町村営」」「(県単) 県単独治山事業「県営」」「(県単) 県単独治山事業「市町村営」」「次世代林業基盤づくり交付金（平成 29 年梅雨等における雨被害対策）」
43	漁業に従事されている方への支援	以下のような融資、償還期限の延長、共済金の支払い、補助、事業等の支援策があります。 「農林漁業セーフティーネット資金（災害）」「農林漁業施設資金（災害復旧）」「農林漁業災害対策資金」「漁業近代化資金の償還期限の延長」「沿岸漁業改善資金の償還金支払い猶予」「漁船損害等補償法による御撰損害等補償（漁船保険）」「漁船災害補償制度（漁業共済制度）」「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」「内水面漁業災害復旧支援（うち、被災した養殖施設の復旧支援）」
44	商工業者(中小企業・小規模事業者)への支援	以下のような融資、保証、補助、手当支給、助成金、マッチング支援、相談の支援策があります。 「福岡県中小企業振興資金融資制度①（福岡県緊急経済対策資金）」「福岡県中小企業振興資金融資制度②（福岡県緊急経済対策資金「特別融資枠」）」「災害復旧貸付の実施」「小規模企業共済災害時貸付」「セーフティーネット保証 4 号の適用」「小規模事業者持続化補助金」「雇用保険特例措置と雇用調整助成金」「福岡県災害復興販売支援センターの創設」「被災企業等のためのワンストップ定例相談会」

